

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会を経営戦略の決定・実施の主軸とし、意思決定の迅速化を図り、事業環境にスピーディーな対応をすべく組織体制の整備を行っております。この組織体制の整備がコーポレートガバナンスの充実に繋がるものと考えております。

また、当社は公正かつタイムリーな情報開示を行い、経営の透明性を一層高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は上記の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードに示される各基本原則について全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリックス株式会社	8,527,200	58.55
株式会社SBI証券	441,400	3.03
糸谷 輝夫	437,300	3.00
日本証券金融株式会社	240,500	1.65
土屋 延寿	220,000	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP口)	171,700	1.17
梶川 悦子	158,500	1.08
後和 信英	139,300	0.95
荻野 司	108,000	0.74
マネックス証券	79,200	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

オリックス株式会社(上場:東京、海外)(コード) 8591

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社とオリックスグループとの取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。また、取引の実施にあたっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。これらのことから、少数株主の利害を害することはないものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 6名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 2名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) 重要

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳田 英幸	学者											
江崎 浩	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 重要

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳田 英幸	○	慶応義塾大学 環境情報学部教授	当社の中期事業経営計画の柱ともいえる次世代ネットワーク、ユビキタス・コンピューティングに対応した製品の企画開発において、産学連携に向けた体制を整えるためまた、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している
江崎 浩	○	東京大学 大学院 教授	当社の中期事業経営計画の柱ともいえる次世代ネットワーク、ユビキタス・コンピューティングに対応した製品の企画開発において、産学連携に向けた体制を整えるためまた、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 5名
 監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室に専属スタッフを配置し、監査役とは定期的及び適宜情報交換を出来る体制を作っております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 稔忠	他の会社の出身者													
与謝野 肇	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 稔忠	○	独立役員に指定しております。	証券会社における引受部長の経験から、当社取締役に対する厳格な監査を期待するもの また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している
与謝野 肇	○	独立役員に指定しております。	豊富なキャリアの中でも特に興銀インベストメント(現みずほキャピタル)の取締役社長の経歴を生かした当社取締役に対する厳格な監査を期待するもの また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指定している

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

常勤監査役、非常勤監査役ともに定例の取締役会に出席しており、各議案についての提言を行っております。また、取締役会同日に監査役会も開催し監査役内での意見交換を行っております。
なお、常勤監査役は、当社の経営会議機能を持つ業務執行会議や従業員全員が参加する全社会議にも出席し、幅広く社内の情報の収集を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績や、企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与を行っております。
付与割当個数につきましては、当社の定めるガイドラインに従って付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社の実績や、企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

変更

第39期(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

役員報酬

取締役を支払った報酬(支給人員 8名)46,844千円

監査役を支払った報酬(支給人員 4名)11,007千円

合計57,851千円

支給額には当事業年度に係るストックオプションによる報酬(株式報酬費用)3,657千円(取締役3,050千円、監査役607千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
 針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定に関しましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、当社が定める一定の基準に基づき、取締役については取締役会で、監査役会については監査役会で個別報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡担当窓口は管理部、社外監査役との連絡窓口は内部監査室がそれぞれ担当しております。取締役会や監査役会の開催にあたっては、事前に連絡担当セクションから電子メールを用いて連絡を行い、また日程の調整につきましても、出来るだけ全ての社外役員が出席できるように事前の調整を図っております。また、遠隔地においても取締役会に参加できるようテレビ会議システムを導入し、社外役員の出席率を高めております。

取締役会上程される議案については、会議当日においては十分な審議に時間をとるため、可能な限りの事前配布を行っております。主な送付手段は電子メールですが、資料ファイルにはパスワードを設定するなど、情報送付の際には十分な注意を払っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行・監視の仕組み

業務執行については取締役会を原則として毎月1回開催しており、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても報告、議論し対策等を検討しております。

監視の仕組みとしては監査役による取締役の業務執行の監視の他、定期的に内部監査を実施し、また経営層との意見交換会を実施することにより、適正な業務の実施状況を監査しております。これらにより経営に対する監査・監督が十分に機能すると考え現体制を採用しております。

2. 弁護士・監査法人その他の第三者の状況

当社は、企業経営および日常業務に関して、案件ごとに専門の弁護士と個別契約を締結し、様々な参考意見や助言などの指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、当社は、あずさ監査法人と会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。なお、同監査法人または業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 役員報酬の決定

役員報酬の決定に関しましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、当社が定める一定の基準に基づき、取締役については取締役会、監査役については監査役会で個別の報酬を決定しております。

4. 社外取締役の選任理由

当社は次世代ネットワーク、ユビキタス・コンピューティングに対応した製品の企画開発を進めるため、それぞれの専門分野において第一線で活躍されている2名を社外取締役として選任しており、それぞれ技術的・経営的な助言を頂いております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では前記2項に述べた取り組みにより、経営に対する監督・監査機能の強化を十分に図ることができると判断しているため、監査役会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 重要

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成27年9月の定時株主総会招集通知は9月2日発送(法定期日9月3日)
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算日が6月のため、一般に言われる集中日に株主総会を設定することはありません。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会当日に出席できない株主の皆様のために、電磁的方法による議決権の行使ができるシステムの導入を行っております。
その他	株主総会招集通知は当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第1四半期および第3四半期終了後、個人投資家向けの説明会開催タイミングと定め、各種イベントの費用対効果を検証した上で開催の検討をしております。また、開催地につきましても東京に限らず、過去には大阪、名古屋などでも開催し、より幅広い個人投資家の方々のご参加をいただけるような配慮をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、本決算および第2四半期決算終了後、アナリスト・機関投資家向けの説明会開催タイミングと定め、定期的な説明会を行っております。また、この説明会の内容については自社のホームページから動画配信を行い半年間自由に視聴できるようにしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIR資料を設置する場所を設け、決算短信の他、株主総会の招集通知、事業報告書、決算説明会資料などを随時掲載しております。また、プレスリリースに関しましても、年ごとに分けて全て掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現在、ステークホルダーの立場の尊重を含めて全社員の行動指針となる「企業行動憲章」の策定をし、全社員に周知徹底をはかるとともに、自社ホームページにも掲載をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「品質向上」と「地球環境保護」のために国際規格に基づくマネジメントシステム、ISO14001および9001を2004年10月に同時取得致しました。環境・品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを策定し、自社ホームページの「株主・投資家情報」において「IRポリシー」として掲載をしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社ユビテック内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業行動憲章を、役員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、経営企画グループおよび内部監査グループにおいてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役員教育等も行う。企業活動においては公正を常とし、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を行わない。内部監査グループは、コンプライアンスの状況を監査し、問題があれば都度、取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてオリックスグループコンプライアンス・ヘルプラインを利用するものとする。
2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、担当部署の取締役ならびに執行役員が、自らのリスク管理責任を負うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は代表取締役のもと経営企画グループが行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役ならびに執行役員を定める。
4. 取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のために各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。そして、ITを活用しその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役ならびに執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、経営企画グループはこれらを横断的に推進し、管理する。また、親会社であるオリックス(株)のグループガバナンスの諸規則にもとづき当社グループにおける法令遵守を徹底させる「コンプライアンス基本規則」および「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これにより全社的なコンプライアンス意識強化を図っている。尚、グループ間取引については、法令に従い適正に行われるよう管理する。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査業務の実効性を確保するために、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役は、内部監査グループ所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して監査役に報告を行うが、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないものとする。監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、これを確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、オリックスグループコンプライアンス・ヘルプラインへの通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、都度、業務執行会議で常勤監査役に報告することとする。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からのヒヤリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

株式会社ユビテック内部統制基本方針の「1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に、反社会的勢力に關与しない旨を定めるとともに、ユビテック「企業行動憲章」の「2. 公正な企業活動」において、「法令・社内外のルールを遵守し、社会的正義に合致した、公正、透明、自由かつ適切な競争と取引を行い、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を永遠に排除します。」と定めております。この、企業行動憲章につきましても、自社ホームページに掲載し広く社内外にもご理解いただけるように宣言しております。

・売買契約や業務委託契約等の当社取引の際に使用する契約書雛形において、反社会的な者や団体との関与を排除する条文を組み入れ、契約締結防止策を講じております。

・管理部が中心となり専門機関(警察および弁護士等)との連携体制を構築し、日頃から反社会的勢力からの不当要求遮断に備え、それらに関する情報収集を行うように努めております。

・財団法人 暴力団追放運動推進都民センター等の研修に参加し最新の情報収集にも努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの会社情報の適時開示体制は以下のとおりです。

・基本的な方針

当社グループは企業行動憲章の中で適正な情報開示を掲げ、株主、投資家をはじめとするステークホルダーからの信頼を得られるよう、金融商品取引法や東京証券取引所規則等の適時開示に係る関連法規則を遵守し、経営の透明性を維持できるよう社内体制の充実を図り、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を進めていくことを基本方針としております。

・開示担当組織の整備状況

1. 適時開示における情報取扱責任者を管理部門管掌取締役とし、適時開示規則への照会は経営企画室が担当しています。
2. 子会社を含め社内外で発生した会社情報は、業務執行会議(経営会議)の場で事実の収集と共有化を図っています。
3. 決算に関する会社情報は、管理部より四半期毎の決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

・適時開示手続の整備状況

1. 業務執行会議において審議される会社情報は、管理部門管掌取締役がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
2. 社内外で発生した会社情報は、管理部門管掌取締役及び情報発生元の管掌取締役(もしくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
3. 決算情報は、管理部が取締役会への報告および代表取締役への確認を経て、適時開示規則に準じて開示しています。

なお、これらの会社情報は外部への公表と同時に当社ホームページで開示しております。また、情報開示までのインサイダー情報の取扱につきましては「内部者取引管理規程」に基づき厳格に内部情報を管理しております。